

公共施設管理業務委託に関するお知らせ

平成28年11月 平塚市 契約検査課

本市の平成29年度公共施設管理業務一般競争入札の参加に関し、次のように取り扱います。

1 入札へ参加を希望する本市内の事業者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する登録業種(8業種)のうち、業務に必要な業種を事業所の所在地である平塚保健福祉事務所の申請登録を有すること。(参考資料1参照)

| | 平塚保健福祉事務所での申請登録 | 平塚市一般競争入札参加 |
|-------------|-----------------|-------------|
| 平塚市内本店事業者及び | あり | 可 |
| 市内受任地事業者 | なし | 不可 |

2 公告の際、仕様書等に前出法のうち適切な登録業種を記載することから、登録証写しの添付を求めます。

3 公告日時点で、本市内に事業所を開設営業してから1年以上経過を有することを求めます。

4 厚生労働省が定める人的基準のうち、従事者は履行開始日において研修受講済みの者とし、その研修報告を求める場合があります。(参考資料2参照)

5 厚生労働省「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」に基づき、一般競争入札参加希望事業者は社会保険等(健康保険、厚生年金及び雇用保険)及び労災保険の加入していること。

参考資料1《厚生労働省HP抜粋》

登録を受ける営業所

登録は、事業区分に応じて営業所ごとに、営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行います。

なお、営業所とは、客観的にみて営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて受託契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているものをいいます。したがって、この要件に合致するものであれば、商業登記法による登記をした営業所に限られるものではなく、また建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできません。

《参考:神奈川県HP抜粋》

建築物の清掃やねずみ・昆虫等の防除等、建築物の衛生管理の事業を行う場合は、営業所ごとに知事(横浜市、川崎市及び相模原市は市長)の登録を受けることができます。

登録を受けるには、営業所の所在地の保健福祉事務所又は保健所に申請してください。

参考資料2《参考:厚生労働省HP抜粋》

登録事業に従事する者として、パート、アルバイト等であっても従事者研修の対象となります。また、従事者研修は、作業に従事する者全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要です。ただし、従事者全員を1度に研修することが事実上困難を伴う場合には、何回かに分けて行うことも可能です。